

第1部 総 則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、大分県地域防災計画との整合性を取りながら、日田市における防災活動体制の整備確立を図るとともに、地域内の関係機関を網羅した総合的な計画として定め、もって防災活動の効果的な実施を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものである。

第2節 計画の性格と内容

この計画は、前線や台風等に伴う大雨や風水害等に係る防災事務又は業務の処理に関し、おおむね次の事項について総括的な方針及び実施基準を示すものとする。このため、指定地方行政機関、大分県及び日田市並びにその他の防災関係機関（資料総則1-5）は、相互の緊密な連携と協力によって、この計画に示す方針及び実施基準に則り、災害の防除と被害の軽減に努めるものとする。

なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮するものとする。

- 1 日田市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体等の処理すべき防災に関する事務又は業務の大綱
- 2 防災業務の促進、防災業務施設及び設備の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する事項
- 3 情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生、その他災害応急措置事項
- 4 災害応急対策に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等の措置事項
- 5 災害復旧に関する事項
- 6 その他防災に関し必要な事項

※ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関とは県が指定（資料総則-3～5）

第3節 計画の理念

「市民の生命、身体及び財産を災害から保護する」という防災の究極の目標（理念）を実現するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策等について以下の基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結び付けながら防災対策を総合的に推進していく。

□市民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策の推進

- ・災害に強いまちづくり
- ・災害に強い人づくり
- ・迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

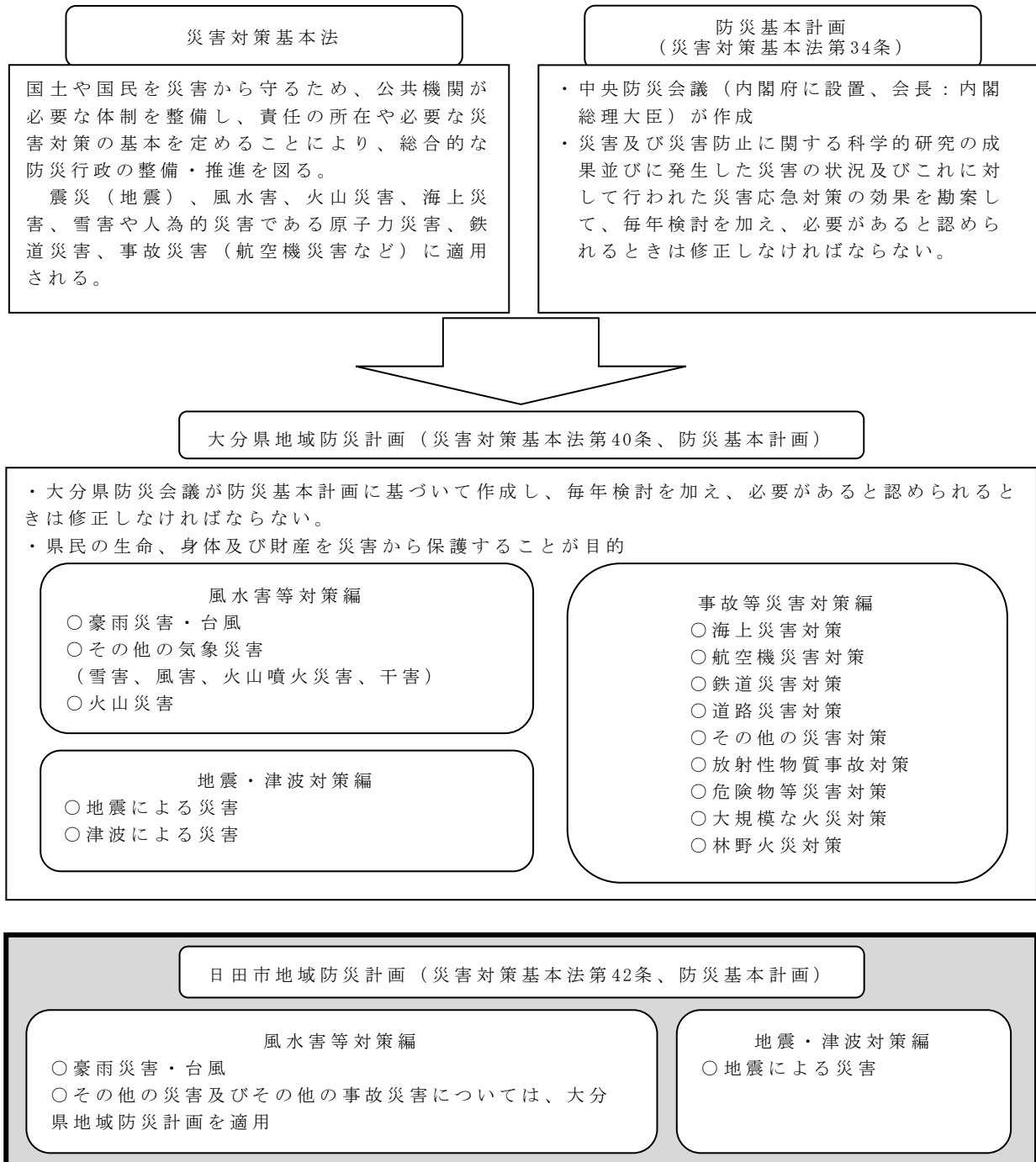
□迅速かつ的確な災害応急対策の実施

- ・活動体制の確立
- ・生命及び財産への被害を最小限とするための活動の展開
- ・被災者の保護及び救援のための活動の展開
- ・社会基盤の応急対策の迅速かつ的確な推進

□速やかな復旧

- ・復興の推進

第4節 計画の位置づけ



修正の原因	国	県	日田市
阪神淡路大震災（H7.1）を踏まえたもの	H7.7	H8.3	—
JR福知山線脱線事故（H17.4）を踏まえたもの	H17.7	H19.6	—
東日本大震災（H23.3）を踏まえたもの	H23.12 H24.3地震津波想定を見直し	H23.12素案作成 H24.3修正	H24以降、県の修正に基づき随時修正を実施

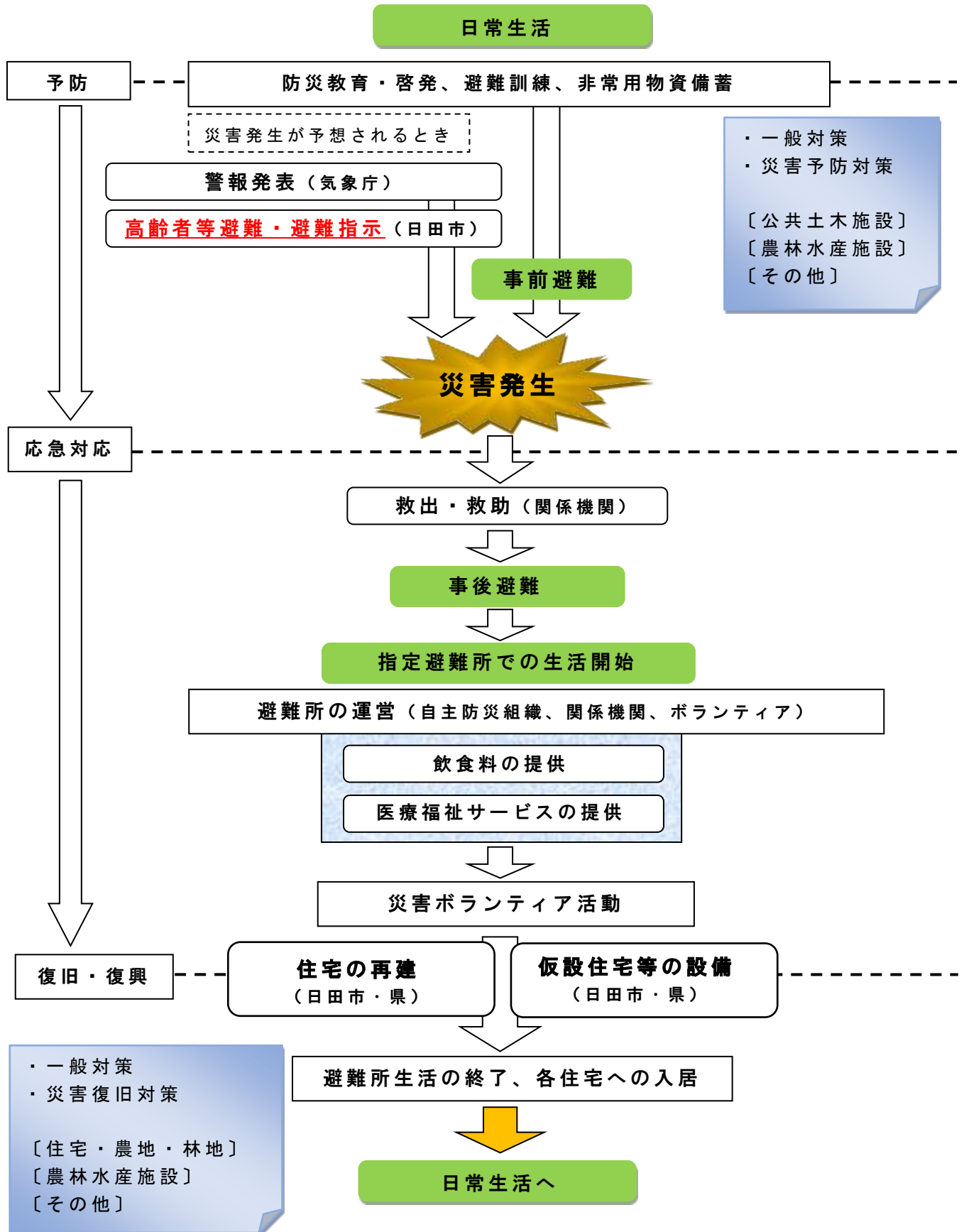
第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めたときは、修正を加えるものとする。

第6節 計画の周知

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、市町村及び関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については市民にも広く周知徹底させ、その適切な運用を図るものとする。

【参考】災害発生時等の基本的な行動



第1部 総 則 第2章 日田市の地勢及び気象

第2章 日田市の地勢及び気象

第1節 地形及び地質

日田市は大分県の西部に位置し、福岡・熊本県と境をなし、東は九重山系、北は英彦山系、南は阿蘇山系、西は耳納山系に四方を囲まれた盆地地形である。

○日田市内における極所の経緯度

方 位	地 名	経 緯	方 位	地 名	経 緯
東	天瀬町 (一手野)	131° 05' 26	南	上津江町 (南雉谷)	33° 01' 23
西	前津江町 (柚木)	130° 49' 29	北	岳滅鬼山	33° 27' 28

○日田市の面積，広ぼう，海拔及び周囲

面 積	広 ば う		海 抜		周 囲
	東 西	南 北	最高地	最低地	
666.03 k m ²	24.88 k m 天瀬町 (一手野) ～ 前津江町 (柚木)	48.63 k m 上津江町 (南雉谷) ～ 岳滅鬼山	1,231m 釈迦岳	38.0m 夜明関町	171.7 k m

1 地 形

(1) 山 地

日田市内の山地は、釈迦ヶ岳、英彦山など高度1,200m程度の山峰で代表される。いずれも、主に新第三紀に形成された古い火山地域である。

(2) 平 地

日田市内の平地は、極めて少なく一番低い海拔80m～100m付近の盆地底部は、三隈平野があり、段丘より切り離された日隈・月隈・星隈の残丘がある。

(3) 河 川

日田市内の河川は、筑後川水系筑後川、大山川、玖珠川、花月川が代表される。それぞれに合流する支川が多数存在しており全てが三隈川へ合流し、西流しながら筑紫平野を涵養して有明海に注いでいる。

2 地 質

北部をとりまく400～1,200mにおよぶ山は、古期溶岩台地と呼ばれ、高低の差はあっても、一様に筑紫溶岩系の安山小岩からなりたっている。東部は全面火山性の岩石で溶結凝灰岩が多く、南部では大半が第3・4世紀安山岩で形成されている。

第2節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方

1 災害の素因と誘因

(1) 災害の素因（地盤環境）

○災害の素因とは、日田市の地形・地質、市民が生活している場所の状況、生活圏の状態（密集性等）、家屋がいつ建てられたのか、どういう生活パターンなのか、あるいは農業、林業から影響を受ける要因をいい、これらの組み合わせにより被害状況は全く異なってくる。

○基本的な視点の例

- ・地形、地質の特徴（山の高さ、地形の傾斜（地震動により岩盤が崩落する）、平地なのか山間地なのか）で、対応の仕方が変わり、起こる現象も変わってくる。
- ・物性の観点から、岩石等の堅さ・密度・速度なども影響する。岩石の堅さにより、建物やダムの基礎に適している場合、地震や大雨等により地盤が影響を受

第1部 総則 第2章 日田市の地勢及び気象

け、地すべりや土石流といった表層崩壊、深層崩壊の危険性がある地盤もある。

- ・水が地下と地表でどう流れているか、雨量と地下水、河川流量が災害に密接に結びついている。地下水位が高いか低いかで、液状化を起こすバロメーターとなる。

(2) 災害の誘因（地震環境）

- 災害の誘因とは、地球上で起きる地震や台風などの自然現象であり、日田市においては、地震を起こす環境、気象災害と関連した現象（台風、大雨、竜巻等）を起こす現象である。

2 災害に対する基本的な考え方

- 日田市に起こりうる災害は、地形および地質等からして、その大半が集中豪雨等による低地の浸水や氾濫、土石流による被害等が多く、その他の災害では暴風雨等が想定される。これらの災害は、発生しやすい時期があり集中豪雨等の大雨は、6月から7月頃の梅雨期前後にかけて、暴風雨等では台風を伴う8月から9月にかけて多く発生している。また冬季には、大雪による雪害も発生が見られる。このような災害発生を踏まえ、日田市の地形・地質の特徴からみると、集中豪雨による河川の氾濫、冠水、溢水が多く、同時に崖くずれなどの土砂災害の発生も多く見受けられることから、防護壁設置や施設の改修などのハード面の充実に推進するとともに、ソフト面では市民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、被害を最小限にとどめる減災対策の充実にを図ることを災害に対する基本的な考えとするものである。

第3節 気 候

日田市は、地理的にほぼ九州の中央部に位置しているため、内陸型気候といわれている。周辺に中小河川が縦横に走っていることと、放射冷却や地形の影響で夜間急激に気温が下がることが多く、濃い霧の発生をみることが多い。内陸特有の性質から昼夜の気温差が大きく、また夏季は雷の発生が多い。梅雨時期は上空の湿った南西風の影響を受けて大雨となることが多く、線状降水帯が発生することもある。風は地形の影響で西の風が多く、風速は比較的弱い。年平均気温は15.8℃、年間降水量は1,876.3mm（前津江町の椿ヶ鼻では3,264.1mm）、年平均湿度は74%で比較的温暖多湿の気候といえる。

○気 温

日田市の気温変化は夏冬と昼夜の較差が大きく、内陸型気候を示している。

○湿 度

湿度は大きな変化はないが、やや多湿の傾向にある。

○降水量

年間降水量は平年で約1,900mm、多い年では約2,741mmに達する県内での多雨地域となっている。

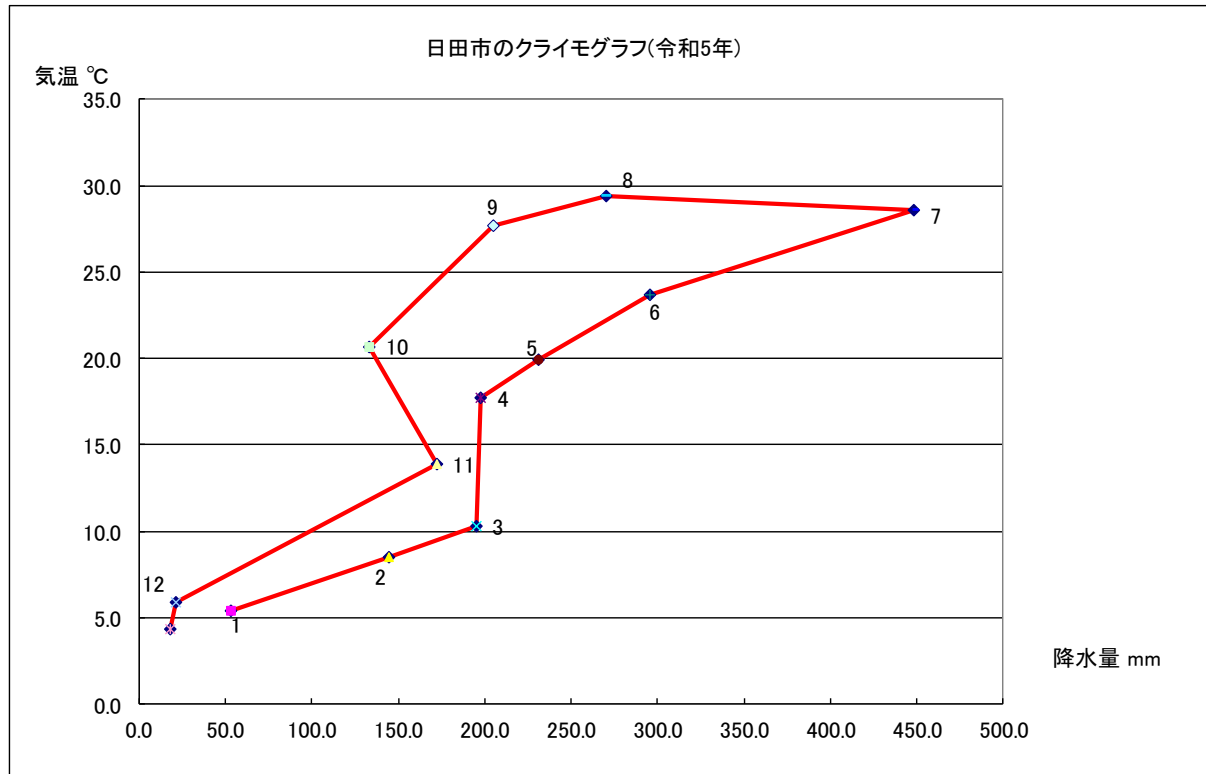
【参考】

○気温と降水量【令和4年実績及び平年値（1991年～2020年）】

※ 気温は年平均、降水量は年合計

気温と降水量【実績及び平年値(1991年～2020年)】

	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年平均 年合計
気温	R5	5.4	8.5	10.3	17.7	19.9	23.7	28.6	29.4	27.7	20.7	13.9	5.9	17.6
	平年値	4.2	5.6	9.2	14.5	19.4	23.0	26.8	27.4	23.6	17.6	11.6	6.1	15.8
降水量	R5	53.5	144.5	195.0	198.0	231.0	295.5	448.0	270.0	205.0	133.5	172.0	21.0	2367.0
	平年値	64.6	81.4	122.9	128.1	150.0	352.1	376.9	189.1	178.7	87.4	81.5	63.6	1876.3



第1部 総 則 第3章 日田市における災害とその特性

第3章 日田市における災害とその特性

第1節 豪雨災害

1 日田市の過去の災害の概要

日田市における過去の災害は、記録に残るものは昭和28年、54年、55年、60年、平成17年、24年、29年、令和2年、令和5年の集中豪雨及び平成13年の台風13号などがあげられ、なかでも昭和28年の大雨では、死者17人、罹災者37,353人、その他住宅、田畑なども甚大な被害が発生したという記録が残されている。平成24年7月の九州北部豪雨では、3日、14日の2回に渡り、住宅の損壊や浸水に見舞われ、死者1人、負傷者1人、建物被害814棟（罹災証明発行数）、その他道路、耕地、林地なども大規模な被害を受けた。平成29年7月の九州北部豪雨では、大分県で初の大雨特別警報が出されるなど、猛烈な雨が半日続き、死者3人、負傷者4人、建物被害815棟、その他大規模な山腹崩壊や道路、耕地、林地などに被害を受けた。令和2年7月豪雨では、6日から8日にかけて24時間降水量が250mmを超え、日田市前津江町椿ヶ花では、24時間降水量497.0mmを観測し、死者1人、負傷者2人、建物被害343棟の被害が発生した。なかでも中津江村栃野地区では、大規模な土砂崩れが発生、下方に老人福祉施設があったが施設の早期避難計画の策定により人的被害はなかった。また、天瀬町湯山地区では、増水した玖珠川の水量により橋梁が崩落するとともに、温泉街一帯については、家屋の浸水、流失するといった被害を受けた。その他道路、耕地、林地などにも甚大な被害を受けた。更に、令和5年7月豪雨では、10日明け方から昼前にかけて線状降水帯が発生、福岡県や大分県に大雨特別警報が発表され、負傷者1人、建物被害150棟の被害が生じた、なかでも小野地区・大鶴地区では大規模な山腹崩壊や道路、耕地、林地などに甚大な被害を受けた。

2 災害の特性

日田市の災害の特性として、山岳地帯に囲まれた盆地という地形柄、災害の大半が集中豪雨等による低地の浸水や氾濫、土石流による被害が多く、その他の災害では暴風雨等という特性がある。

第2節 その他の気象災害等

その他の気象災害としてあげられるのが、雪害である。日田市の降雪期間は、一般的に12月～3月であり本市の四方を山に囲まれた地形を見るに雪による災害も発生する可能性はあると考えられる。過去に昭和62年の大雪がある。

第4章 被害の想定

日田市においては、これまでの記録に残る豪雨災害のうち、死者17人という最も甚大な被害をもたらした昭和28年6月の大水害と「これまでに経験したことのない雨が降っている。」と気象台が発表した、平成24年7月の豪雨災害時の記録に残る、1時間雨量81.0mm、48時間雨量521.0mmを本計画の想定雨量としつつ、近年多発する「記録的短時間大雨」「顕著な大雨に関する情報」なども考慮する。また、台風に伴う暴風雨についても、「日田市災害ハザードマップ」に示す浸水被害を豪雨災害の想定と位置づけ、あわせて土砂災害や幹線道路等の被災による地域あるいは集落の孤立も想定するものとする。なお、豪雨・台風ともに事前の気象警報、気象情報に留意することで、ある程度その前兆を捉えることは可能だが、時期を逸すると通信網の麻痺、道路・交通手段の寸断、避難障害が発生する。風水害の場合、本格的な災害状況が生じる段階までに「警戒段階」があり、この時期において必要な状況把握、情報連絡、必要に応じて事前避難等の活動の実施を促進させる。

第1部 総則 第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 防災関係機関の処理すべき事務

1 市が処理すべき業務

- (1) 市は市民の生命身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、次に掲げる業務を処理する。

ア 日田市防災会議に関すること
イ 災害対策本部を設置し、地域防災の推進を図ること
ウ 気象予報若しくは警報の地域住民への伝達に関すること
エ 災害に関する情報の収集及び伝達等に関すること
オ 被害状況の調査報告及び記録に関すること
カ 消防、水防、その他の応急措置に関すること
キ 居住者、滞在者、その他の者に対する避難指示等に関すること
ク 被災者の救難、救助、その他の保護に関すること
ケ 清掃、防疫、その他の保護に関すること
コ 所管施設及び設置の応急復旧に関すること
サ 防災に関する物資及び資材の備蓄に関すること
シ 防災思想の普及、自主防災組織の育成に関すること
ス その他、防災に関し所掌すべきこと

- (2) 市の教育委員会、その他の執行機関は、市長の掌握のもとにその所掌事務に係る防災事務を処理しなければならない。

2 公共的団体等が処理すべき事務

公共的団体、その他防災上重要な管理者が処理すべき防災業務の大綱は次のとおりである。

(1) 農業協同組合、森林組合、土地改良区等

ア 農林水産業関係の被害調査及び応急対策の協力に関すること
イ 被災農林漁業者に対する融資又はその斡旋に関すること
ウ 共同利用施設の災害応急復旧対策及び復旧に関すること
エ 飼料、肥料、種苗等の確保又は斡旋に関すること
オ 溜池、灌漑用（排・取）水門等の管理に関すること

(2) 商工会議所等商工業関係団体

ア 商工業関係の被害調査及び融資斡旋等の協力に関すること
イ 救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保協力に関すること
ウ 災害時における物価安定についての協力及び徹底に関すること

(3) 病院等経営者

ア 避難施設の整備と避難訓練に関すること
イ 災害時における負傷者等の医療救護に関すること
ウ 災害時における収容患者の避難誘導に関すること

(4) 自治会・消防分団

ア 住家、非住家の被害調査及び応急対策の協力に関すること
イ 自主防災組織活動に関すること

(5) 学校法人等

ア 避難施設の整備と避難訓練に関すること
イ 被災時における避難及び心構え等の教育対策に関すること

(6) 建設業協会、砂利組合等

ア 災害時における応急復旧の協力に関すること
イ 応急復旧資材の確保

(7) 一般乗客・貨物等運送業者

災害時における自動車による被災者、救助物資等の輸送の協力に関すること

第1部 総則 第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(8) 一般社団法人エルピーガス協会、石油商業組合

ア 災害時における危険物の保全措置、及び指導に關すること

イ 危険物関係施設に係る防災対策等の指導に關すること

第2節 住民の責務

日田市住民は、災害対策基本法第7条第3項の規定に基づき、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならない。

第3節 日田市防災週間の制定

日田市防災週間制定要綱に基づき、「日田市防災週間」を制定する。防災週間の期間は毎年6月1日から7日までとし、日田市住民に市広報及びその他の広報手段を講じて広く周知を図る。

また、防災週間内において市内官公庁、学校、病院、各事業所、自主防災組織等による防災訓練等を実施するよう推進する。